平成２４年（フ）第６６号
さいたま市大宮区大成町３丁目349番地１　オラージュ大宮103号、旧住所さいたま市北区植竹町１丁目362番地　７―106号
債務者　倉垣　信幸
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
さいたま市桜区田島８丁目13番７―108号
債務者　井上　孝知
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
埼玉県上尾市大字上野275番地４　ワンルームＳ－１―103
債務者　守屋　博司
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
埼玉県加須市礼羽113番地４
債務者　田端いみ子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
さいたま市緑区原山４丁目９番28号　１―105
債務者　森岡　金子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
埼玉県春日部市緑町２丁目２番20号、旧住所埼玉県春日部市谷原３丁目15番地12　ワコーレエレガンス春日部第２―101号
債務者　森本　悟
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７５３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字魚沼1619番地４
債務者　小島　久志
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
千葉県香取郡神崎町郡292番地１　リッチスマート205
債務者　森田　真斗
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１９号
愛知県江南市般若町東山101番地
債務者　石原　千里
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第９７号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台３丁目９番３号
債務者　西田　美和（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷124―２、住民票上の住所東京都新宿区中落合３丁目７番３―301号
債務者　西﨑　綾子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６７号
長崎県長崎市土井首町238番地３　県営住宅毛井首団地Ｔ棟201号
債務者　山村美智子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８９７号
札幌市南区南33条西11丁目１番６号　ペルドゥエープス藻岩403号
債務者　松浦　昭
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５１号
札幌市中央区南１条西18丁目１番地13　高島ビル603号
債務者　名取　昭弘
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１８５号
札幌市北区新琴似８条13丁目６番18号
債務者　伊藤　和良
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５６号
札幌市西区発寒７条５丁目10番３号　いずみハイム２Ｆ―Ａ号
債務者　長谷川義雅
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５２７号
札幌市東区北36条東16丁目１番25―305号
債務者　佐藤　一郎
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで札幌地方裁判所民事第４部